

小金井市消費生活相談室です！

困ったとき・不安に思ったときは一人で悩まず、ご相談ください！

電話勧誘で断りきれず商品を購入してしまった!! キャンセルするにはどうしたらいい?

インターネットで買い物、お金を振り込んだのに商品が届かない!!

消費生活相談室



身に覚えのない請求が来た!! 連絡先に電話して大丈夫かな?

借金を整理したい!! どこに相談すればいいかな?

消費者ホットライン ^{いやや} ☎188

小金井市消費生活相談専用ダイヤル ☎042-384-4999

市では、消費生活相談窓口として消費生活相談室を設置しています。専門の相談員が市民の皆さんの消費生活(暮らし)に係るさまざまな疑問やトラブルの解決のため、アドバイスや事業者とのあっせん交渉を行っています。

- 相談日 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 相談時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
- 他 契約書、領収書等相談に関する書類があれば持参してください
- 相談方法 電話または直接、市消費生活相談室(市役所第二庁舎4階)へ

知る

【消費者コーナー】

相談室に寄せられた相談の中から、注意してほしい契約に関する事例や最新の悪質商法手口について、市報や市ホームページに掲載しています。

【消費生活情報コーナー】

消費生活相談室前に、消費生活情報コーナーを設置しています。消費者被害情報、危害・危険情報、事業者からの製品安全に係る情報や、暮らしに役立つパンフレットおよびリーフレットを掲示しています。

また、消費者被害防止のための注意喚起用DVDの貸し出しも行っていきます。ぜひご利用ください。

【国民生活センターのホームページ】

消費者に関する情報や注目情報をメールマガジンなどで配信していますので、ぜひ、ご利用ください。(HP <http://www.kokusen.go.jp/>)

学ぶ

【消費者講座】

暮らしに役立つ情報をテーマに取り上げ、専門の講師を招いて消費者講座を開催しています。

【高齢者見守り協力者育成講座】

高齢者を狙った悪質な手口があとを絶ちません。同講座では、高齢者の消費者被害未然防止を目的として、陥りやすいトラブルや手口をテーマに講座を開催しています。講座の開催日時については市報や市ホームページでお知らせします。

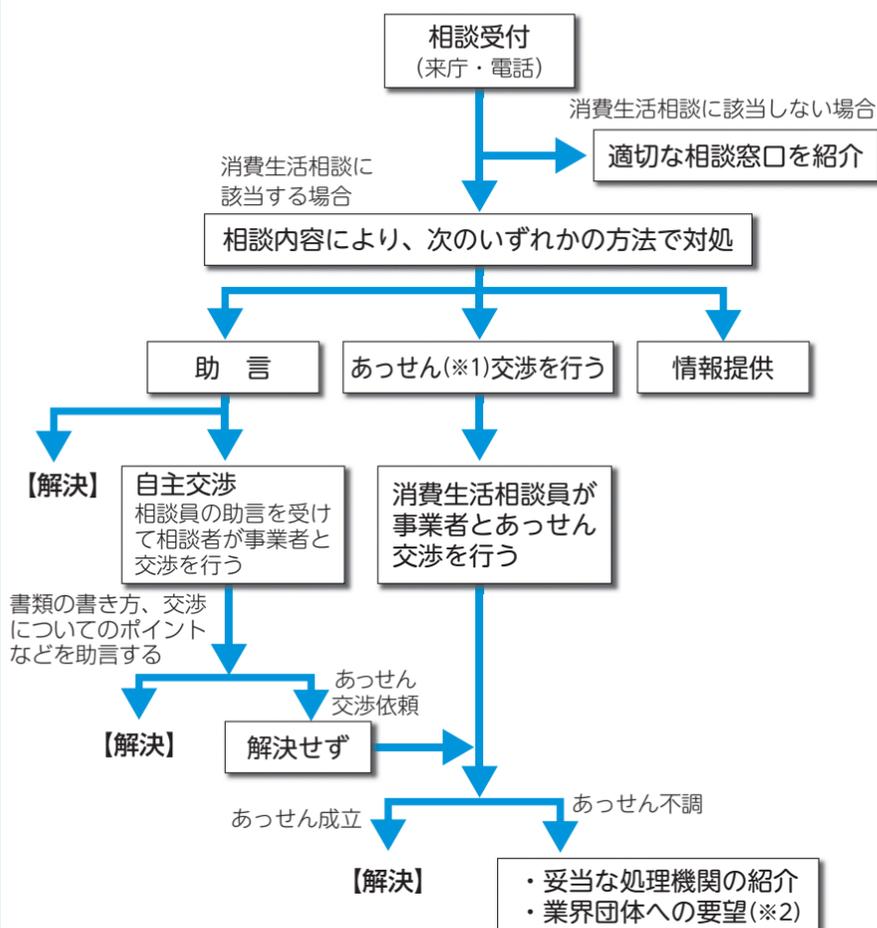
【出前講座】

自治会・町会・PTA・サークル等の団体の皆さんが企画された研修会や講演会に市消費生活相談員を講師として派遣し、最近の消費生活相談事例にみる消費者被害についてお話しします。

☎電話または直接、経済課消費生活係(☎042-387-9831)へ※まなびあい出前講座として生涯学習課から申し込みもできます

Q.相談するとどうなるの?

A.相談員が正確に問題点を把握し相談員と一緒に解決方法を探ります。



※1 あっせんとは、消費者と事業者との間に入ってトラブルを解決する方法
※2 法令違反の事業者については、関係部署に指導してもらう